

公立大学法人の年度評価実施要領

この要領は、高知県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人（以下「法人」という。）の各事業年度における業務実績評価（以下「年度評価」という。）の実施に関し、「業務実績の評価に関する基本的な考え方」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 評価方法

年度評価は、法人が、当該事業年度における業務の実績及び自己点検・評価を内容とする業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて、「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書を作成することにより実施する。

2 法人による自己点検・評価

（1）小項目別評価

法人は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに、当該事業年度の業務の実績を明らかにするとともに、以下の5段階により自己評価する。

- S：年度計画を上回って実施している。
- A：年度計画を十分に実施している。
- B：年度計画をおおむね実施している。
- C：年度計画を十分には実施していない。
- D：年度計画を実施していない。

（2）大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）を踏まえ、中期計画の次の事項（以下「大項目」という。）ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。

- ①教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
 - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ②同上 2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ③同上 3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ④業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- ⑤財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- ⑥教育・研究及び組織運営に関する自己点検・評価並びに情報提供に関する目標を達成するための措置
- ⑦その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

(3) 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

3 評価委員会による評価

(1) 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行う。

(2) 項目別評価

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。なお、教育研究については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事後の外形的な進捗状況の評価を行う。

- 5：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。
- 4：中期計画の達成に向け順調に進捗している。
- 3：中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している。
- 2：中期計画の達成に向け進捗がやや遅れている。
- 1：中期計画の達成に向け進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

※評価の目安

「5」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあると、評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAではないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

「3」と評価する場合

- ・小項目別評価のS又はAの割合が9割以上であり、かつ、評価委員会が「3」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割には満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

「2」と評価する場合

- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たず、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上ではあるが、主たる業務の進捗状況等を総合的に勘案して評価委員会が「2」相当と認める場合

「1」と評価する場合

- ・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると、評価委員会が特に認める場合

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。